

随意契約理由

令和7年(2025年)2月26日

契約担当課名	読書振興課
発注担当課名	読書振興課
契約名称	豊中市学校図書館等情報共有データベース運用保守業務
契約内容	豊中市学校図書館等情報共有データベース運用保守業務
契約締結日 及び契約期間	令和7年(2025年)2月26日 令和7年(2025年)3月1日から令和12年(2030年)2月28日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府中央区城見2丁目2番6号 富士通 Japan 株式会社
契約金額	月額 109,010 円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本市の小学校、中学校、義務教育学校、教育センター、市立図書館に所蔵する資料を一体的に活用することで児童・生徒の読書活動を推進し、生きる力を育むことを目的とする「とよなかブックプラネット事業」のもと、蔵書管理システム、学校図書館活用データベース、情報共有掲示板、電子キャビネット等の機能を有する「豊中市学校図書館等読書活動支援システム」を運用している。このうち学校図書館活用データベースおよび情報共有掲示板のリプレイスについて、プロポーザル方式にて受託候補者を選定した。</p> <p>選定の結果、富士通 Japan 株式会社が優先交渉権者となり、契約の合意が得られたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。</p>